

プリズム・スキャンダルと個人情報保護の権利に見る EU の基本権保障

中西 優美子

(一橋大学大学院法学研究科教授・EUSI 執行委員)

2013年6月に米国国家安全保障局(NSA)による極秘の情報収集を内部告発したという元CIAの職員エドワード・スノーデンのニュースが新聞で報道された。新聞によると、アメリカではNSAがGoogle、Facebook、Yahooなどの民間企業から秘密裏に情報を収集する「プリズム(Prism)」作戦が行われているとのことである。このことがプライバシーの否定につながると抗議の声があがった。これに対し、アメリカ大統領オバマは、「議会の承認を得ている。テロの防止のためには正当化される行為である。」と述べたとされる。アメリカでは9.11のテロ事件があり、その後特別法が制定され、それに基づくと今回のような行為も合法と解釈されるということであると理解する。

このプリズム・スキャンダルを受け、EUの欧州委員会は直ちに反応した。欧州委員会の副委員長であり、司法を担当するViviane Redingは、6月14日のプレス・コンファレンスで声明を発表した(Speech/13/536)。彼女は、以下のように述べた。国家の安全保障のためであれば、「何をしてでも許される」わけではない。国家は、秘密監視に対して無制限の権利を享受しない。ヨーロッパにおいて、すべての者は個人情報の権利が侵害されると考える場合、裁判所に、国内裁判所であれ、ヨーロッパ裁判所であれ、訴えを提起することができる。効果的な司法的保護を受けることは、ヨーロッパ人及び非ヨーロッパ人にも保障されている。これはヨーロッパ法の基本原則である。…たとえ国家の安全保障が問題となっているとしてもEU市民を犠牲にすることはできない。市民の基本権は、譲渡できるものではないと。

Redingの声明は、アメリカにおける個人情報保護の権利の考え方とEUにおけるそれでは異なっていることを示している。もちろん、実際にテロの攻撃を受けたアメリカとそうではないEUにおいてはテロに対する温度差があるのだろうと考えるが。

基本的人権や市民の権利という言葉は、世界的に認められているが、どこまでが実質的に保障されるかは国によって相違がある。現在、EUでは、Redingの声明に見られるように個人の基本権保障に敏感であり、高水準の基本権保障を実施している。もっともEUはECSCの設立当初から十分な基本権保障を行っていたわけではない。EUはもともと経済統合を目指しており、ECSC条約やEEC条約には基本権保障という考え方は男女の労働賃金における平等など例外的なものを除いては含まれていなかった。しかし、EU司法裁判所が、EU法が国内法(憲法も含めて)に優位するという原則を打ち出したのち、基本権保障に重きを置くようになった。その後、EU司法裁判所の判例の中で基本権保障が発達し、マーストリヒト条約(EU設立条約)において欧州人権条約及び構成国に共通の憲法的伝統はEUの一般原則であることが明示的に規定されるようになった。さらに、2009年12月1日に発効したリスボン条約により、EU基本権憲章にEUの「憲法」であるEU条約及びEU運営条約と同一の法的価値が与えられた。EU基本権憲章は、8条において「すべての者は、自己に関する個人情報を保護される権利」を有すると定めている。

また、現在、EUでは、「忘れられる権利(right to be forgotten)」が議論されている。「忘れられる権利」とは、自分に不都合な過去のデータや写真などの削除をプロバイダーに求める権利のことを意味する。昨年だされた欧

州委員会の個人情報に関する規則案 (COM(2012)11) では、それが明示的に規定されている。

EU を学ぶことは、各国各地域において人権保障と言ってもその内容に相違があることを理解することにつながる。EU の基本権保障は、EU の構成国における基本権保障とも異なっている。EU は、国家でないという立場を利用して、先進的な基本権保障を打ち出している。今回のプリズム・スキャンダルは、EU 法を研究する意義を再確認する機会となった。